

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度は、仕事と家庭をともに大事にする職場環境づくりに、積極的に取り組む企業を県が登録し、幅広く広報することにより、企業、団体等におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本社又は事業所がある企業、団体等とする。

(登録基準)

第3条 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例（平成19年岐阜県条例第11号）の精神を理解し、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書」（様式1）（以下「届出書」という。）に掲げる子育て支援をはじめとするワーク・ライフ・バランス推進のための取組や意識啓発を1つ以上積極的に行おうとし、その旨を県に届け出た企業
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、所管労働局に届け出た企業
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (4) 労働関係法令に違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、登録するにふさわしくないと判断される事由がないこと

(届出)

第4条 前条の登録を受けようとする企業（以下「届出者」という。）は、届出書及び労働局に届け出た「一般事業主行動計画策定・変更届」の写しを県に提出しなければならない。ただし、提出方法については、県が別に定める方法によることができる。

(登録)

- 第5条 県は、届出者が登録基準を満たすと認められる場合は、当該届出者を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録する。
- 2 県は、前項の規定により登録した場合は、届出者にその旨を通知して、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録証等を交付するとともに、登録した企業名を公表する。
 - 3 登録の期間は、登録の日から届出に係る一般事業主行動計画の計画期間の終了の日までとする。
 - 4 県は、登録を受けた企業（以下「登録企業」という。）に対して別記の特典を付与する。

(登録の変更)

第6条 登録企業は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに届出書を県に提出しなければならない。ただし、提出方法については、県が別に定める方法によることができる。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地
- (4) ワーク・ライフ・バランス推進のための取組や意識啓発

(登録の辞退)

第7条 登録企業は、登録基準を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録辞退届」(様式2)により、速やかに県に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 県は、登録企業が第3条の登録基準を満たさないと認める場合は、第5条の登録を取り消す。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月15日から施行する。
- 2 施行日前において、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第5条第1項により登録された「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」については、本要綱を適用する。

別記

第5条第4項に定める特典は次のとおりとする。

- 1 登録企業のシンボルマークの利用
- 2 優遇制度を設けている県内金融機関の各種金融商品の金利優遇
- 3 建設工事の入札参加資格審査における主観点数の加点